

一般廃棄物収集運搬手数料徴収事務委託契約書

一般廃棄物収集運搬手数料徴収事務委託について、松前町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

店舗の開設者名(法人名若しくは個人名)
例:株式会社松前、松前太郎 等

(総則)

第1条 甲及び乙は、一般廃棄物収集運搬手数料徴収事務取扱要綱（平成29年4月松前町告示第34号。以下「要綱」という。）に基づきこの契約を忠実に履行しなければならない。

(手数料の徴収の委託)

第2条 甲は、乙に対し、松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年松前町条例第12号。以下「条例」という。）第9条第1項の一般廃棄物収集運搬に係る手数料（以下「手数料」という。）の徴収を委託し、乙は、これを受託する。

2 乙は、要綱第4条第1項の登録を受けた可燃ごみ指定袋取扱店において、条例第9条第1項各号の可燃ごみ指定袋（以下「指定袋」という。）の種類ごとに1包み（指定袋が10枚入りのものをいう。）単位で指定袋を交付し、交付数量に応じて手数料を徴収しなければならない。

(契約期間)

第3条 契約期間は、契約締結日からその日が属する年度の3月31日までとする。

(委託料の額)

第4条 手数料徴収事務委託料（以下「委託料」という。）の額は、要綱第9条第2項に定めるところによる。

(指定袋の配付申込み及び委託料の請求)

第5条 乙は、要綱第9条第1項に定めるところにより指定袋の配付申込み及び委託料の請求を行わなければならない。

(指定袋の配付及び委託料の支払)

第6条 甲は、前条の規定により指定袋の配付申込み及び委託料の請求があったときは、要綱第9条第3項及び第4項に定めるところにより手数料と引替えに指定袋を配付し、委託料を手数料から繰り替えて支払うものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約に係る事務を他に譲渡してはならない。

(危険負担)

第8条 手数料徴収事務の処理中に指定袋が滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、全て乙の負担に帰する。ただし、指定袋に瑕疵があったときは、甲の負担において指定袋を取り替えるものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、要綱第7条第1項の規定に基づき、この契約を解除することができる。

2 乙は、自己の都合等によりこの契約を解除しようとするときは、甲と協議しなければならない。

(契約に定めのない事項)

第10条 この契約書に定めのない事項については、松前町財務規則（昭和62年松前町規則第2号）及び要綱に定めるところによるものとし、特に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 伊予郡松前町大字筒井 631 番地
松前町
氏名 町長 印

乙 住所
氏名 印

住所、店名又は会社名、役職名(代表取締役、代表者、店長など)、名前を記入し、印鑑を押印してください(シャチハタは不可)。
こちらの印鑑にて今後は可燃ごみ指定袋の申し込みをして頂くこととなります。
また、委任状を提出される場合は、代理人の印鑑にて申し込みとなります。